



熊本県公報

第 1 2 6 6 6 号

平成 29 年 10 月 20 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 造成宅地防災区域の指定…………… (建築課) 1
- 有害興行の指定…………… (くらしの安全推進課) 2
- 平成 29 年度予算の要領…………… (財政課) 2
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (砂防課) 11
- 熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項の一部を改正する要項…………… (団体支援課) 12
- 喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録…………… (高齢者支援課) 13
- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録…………… (") 13
- 種畜証明書の交付…………… (畜産課) 13
- 造成宅地防災区域の指定…………… (建築課) 13

公 告

- 公共測量の実施…………… (監理課) 14
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 14
- 換地計画の決定…………… (農地整備課) 14
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (農村計画課) 14
- 農地中間管理機構の事業の特例に関する規程の変更承認…………… (農地・担い手支援課) 15
- 土地改良区定款変更の認可…………… (農村計画課) 15

登 載 依 頼

- 平成 29 年度第 3 回熊本県公立大学法人評価委員会開催…………… (公立大学法人評価委員会) 15
- 第 4 2 回熊本県地方港湾審議会の開催…………… (地方港湾審議会) 16

告 示

熊本県告示第 896 号

宅地造成等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)第 20 条第 1 項の規定により造成宅地防災区域を次のとおり指定するので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成 29 年 10 月 20 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

花園台地区造成宅地防災区域

(Aブロック)

宇土市花園台町字花園台 757 番 22、757 番 23、757 番 47、757 番 48、757 番 50、757 番 51、757 番 62、757 番 63、757 番 64、757 番 65、757 番 66、757 番 67、757 番 68、757 番 69、375 番 37、757 番 70、375 番 38、757 番 71、375 番 39、757 番 77 の一部(次の地図に示す部分に限る。)、757 番 78 の一部(次の地図に示す部分に限る。)、757 番 1 の一部(次の地図に示す部分に限る。)、757 番 9、757 番 10 の一部(次の地図に示す部分に限る。)、757 番 14 の一部(次の地図に示す部分に限る。)、757 番 15 の一部(次の地図に示す部分に限る。)、757 番 16、375 番 4 の一部(次の地図に示す部分に限る。)

(Bブロック)

宇土市花園台町字花園台 757 番 24、757 番 28、757 番 32、757 番 35、757 番 80、757 番 83、673 番 24、673 番 22、757 番 75、757 番 1 の一部(次の地図に示す部分に限る。)、757 番 79、757 番 81、757 番 82、673 番 23、760 番 3、673 番 36 の一部(次の地図に示す部分に限る。)、673 番 28 の一部(次の地図に示す部分に限る。)、757 番 8 の一部(次の地図に示す部分に限る。)、757 番 11 の一部(次の地図に示す部分に限る。)、757 番 13 の一部(次の地図に示す部分に限る。)、757 番 14 の一部(次の地図に示す部分に限る。)、673 番 3 の一部(次の地図に示す部分に限る。)、757 番 82 地先の道の一部(次の地図に示す部分に限る。)

(Cブロック)

宇土市花園台町字花園台 375 番 46、433 番 89 の一部(次の地図に示す部分に限る。)、433 番 125、375 番 45、433 番 140、433 番 82、433 番 83、433 番 84、433 番 85、433 番 86、433 番 99 の一部(次の地図に示す部分に限る。)、433 番 95 の一部(次の地図に示す部分に限る。)、433 番 2 の一部(次の地図に示す部分に限る。)、433 番 90 の一部(次の地図に示す部分に限る。)、433 番

9 1 の一部（次の地図に示す部分に限る。）、3 7 5 番 4 7 の一部（次の地図に示す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び宇土市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 8 9 7 号

熊本県少年保護育成条例（昭和 4 6 年熊本県条例第 3 0 号）第 7 条第 1 項の規定により少年に有害な興行として平成 2 9 年 1 0 月 1 0 日次のように指定したので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成 2 9 年 1 0 月 2 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定映画	新任教師 野本美穂 恥肉の裏授業（新日本映像） 痴女電車 さわらせたい女（新東宝映画） 新人巨乳 はさんで三発！（オーピー）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

熊本県告示第 8 9 8 号

平成 2 9 年度熊本県の一般会計の補正予算が平成 2 9 年 9 月熊本県議会定例会において次のとおり議決されたので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 9 条第 2 項の規定によりその要領を公表する。

平成 2 9 年 1 0 月 2 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

平成 2 9 年度熊本県一般会計補正予算（第 3 号）

平成 2 9 年度熊本県の一般会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 24, 704, 838 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 919, 917, 741 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の補正は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の補正は、「第 3 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 分担金及び 負担金		4,231,872	106,500	4,338,372
	1 負担金	3,403,625	106,500	3,510,125
2 国庫支出金		156,619,773	4,263,340	160,883,113
	1 国庫負担金	62,740,540	20,010	62,760,550
	2 国庫補助金	91,950,523	4,237,893	96,188,416
	3 国庫委託金	1,928,710	5,437	1,934,147
3 寄附金		693,959	327,676	1,021,635
	1 寄附金	693,959	327,676	1,021,635
4 繰入金		51,322,806	16,328,150	67,650,956
	1 基金繰入金	50,750,039	16,328,150	67,078,189
5 繰越金		640,766	1,985,383	2,626,149
	1 繰越金	640,766	1,985,383	2,626,149
6 諸収入		119,229,578	42,789	119,272,367
	1 雑入	8,221,207	42,789	8,263,996

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 県 債		千円 99,195,000	千円 1,651,000	千円 100,846,000
	1 県 債	99,195,000	1,651,000	100,846,000
歳 入 合 計		895,212,903	24,704,838	919,917,741

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		39,741,732	15,134,516	54,876,248
	1 総務管理費	10,745,169	9,557	10,754,726
	2 企 画 費	6,318,230	8,441	6,326,671
	3 徴 税 費	6,463,437	559,185	7,022,622
	4 市 町 村 費	14,452,881	14,548,022	29,000,903
	5 防 災 費	1,082,633	7,000	1,089,633
	6 統計調査費	365,698	2,311	368,009
2 民 生 費		125,504,412	1,419,091	126,923,503
	1 社会福祉費	70,752,972	1,415,391	72,168,363
	2 児童福祉費	28,191,098	3,700	28,194,798
3 衛 生 費		65,379,570	36,853	65,416,423
	1 公衆衛生費	41,122,097	3,383	41,125,480
	2 環境衛生費	21,623,029	32,775	21,655,804
	3 医 薬 費	1,125,525	695	1,126,220

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4 労 働 費		2,742,023	8,255	2,750,278
	1 職 業 訓 練 費	1,944,389	8,255	1,952,644
5 農 水 産 業 林 費		64,801,568	1,096,726	65,898,294
	1 農 業 費	18,879,874	386,692	19,266,566
	2 農 地 費	21,207,472	19,999	21,227,471
	3 林 業 費	16,515,087	688,015	17,203,102
	4 水 産 業 費	5,343,060	2,020	5,345,080
6 商 工 費		93,826,708	670,952	94,497,660
	1 工 鉱 業 費	5,548,659	582,952	6,131,611
	2 観 光 費	2,519,942	88,000	2,607,942
7 土 木 費		87,060,473	1,453,302	88,513,775
	1 道 橋 路 橋 りょう 費	38,692,898	1,100,337	39,793,235
	2 河 川 海 岸 費	23,474,092	352,965	23,827,057
8 警 察 費		39,122,873	24,259	39,147,132
	1 警 察 管 理 費	35,189,888	21,240	35,211,128

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	2 警察活動費	3,932,985	3,019	3,936,004
9 教育費		138,953,489	127,869	139,081,358
	1 教育総務費	30,108,949	20,763	30,129,712
	2 大学費	949,017	16,904	965,921
	3 社会教育費	3,529,772	90,202	3,619,974
10 災害復旧費		47,036,904	4,733,015	51,769,919
	1 農林水産業 災害復旧費	23,775,278	4,080,381	27,855,659
	2 商工災害 復旧費	1,372,731	169,005	1,541,736
	3 土木災害 復旧費	18,419,463	34,200	18,453,663
	4 教育災害 復旧費	3,238,332	449,429	3,687,761
歳出合計		895,212,903	24,704,838	919,917,741

第 2 表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 漁業取締事務所施設賃借	平成30年度 ～平成32年度	千円 24,801
	年次別内訳	
	平成30年度 平成31年度 平成32年度	8,191 8,267 8,343
2 違法駐車対策業務	平成30年度 ～平成32年度	129,961
	年次別内訳	
	平成30年度 平成31年度 平成32年度	42,923 43,320 43,718

2 変 更

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
事務機器等賃借	平成30年度 ～平成35年度	千円 1,857,626	(補正前に同じ)	平成30年度 ～平成35年度	千円 1,870,404
	年次別内訳			年次別内訳	
	平成30年度	461,958		平成30年度	464,524
	平成31年度	397,734		平成31年度	400,324
	平成32年度	305,238		平成32年度	307,851
	平成33年度	305,238		平成33年度	307,851
	平成34年度	251,136		平成34年度	253,532
平成35年度	136,322	平成35年度	136,322		

第 3 表 地方債補正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
耕地災害 現年発生国庫 補助事業費	千円 29,000	(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
林地崩壊防 止事業費	12,000	会社、その他 (借入方法)	利率見直し 方式で借り 入れる資金	半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
耕地現年 発生単県 災害復旧事業費	20,000	証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)	について、 利率の見直 しを行った	ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。
農林水産施設 現年発生単県 災害復旧事業費	13,000	(その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。	後において は、当該見 直し後の利 率)	
教育施設 現年発生単県 災害復旧事業費	1,000	発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		
計	75,000			

2 変 更								
起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
治 山 国 庫 補 助 事 業 費	千円 2,849,000	(借入先) 財務省、地	年5.0% 以 内	据置期間を 含め30年以内	千円 3,024,000			
公 共 土 木 現 年 発 生 国 庫 補 助 事 業 費	329,000	方公共団体金 融機構、会社、	(ただし、 利率見直	半年賦元利 均等償還又は	340,000			
教 育 施 設 過 年 発 生 国 庫 補 助 事 業 費	176,000	その他 (借入方法)	し方式で 借り入れ	元金均等償還、 満期一括償還	240,000			
単 県 治 山 事 業 費	91,000	証書借入又 は証券発行(他	る資金に ついて、	等 ただし、県	167,000			(補 正 前 に 同 じ)
熊 本 県 民 総 合 運 動 公 園 整 備 事 業 費	582,000	の地方公共団 体との共同発	利率の見 直しを行	財政の都合に より、繰上償	616,000			
単 県 道 路 整 備 事 業 費	4,826,000	行を含む。) (その他)	った後に おいては、	還をなし、又 は借換えをす	5,804,000			
公 共 土 木 現 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費	319,000	工事その他 の都合により、	当該見直 し後の利	ることができ る。	554,000			
教 育 施 設 過 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費	100,000	一部又は全部 を翌年度以降	率)		102,000			
	734,000	に繰り下げて 借り入れるこ とができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。			735,000			
計	10,006,000				11,582,000			

平成 29 年度熊本県一般会計補正予算（第 4 号）

平成 29 年度熊本県の一般会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,169,262千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 896,382,165千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金		156,619,773	1,169,262	157,789,035
	I 国庫委託金	1,928,710	1,169,262	3,097,972
歳 入 合 計		895,212,903	1,169,262	896,382,165
歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		39,741,732	1,169,262	40,910,994
	I 選 挙 費	19,616	1,169,262	1,188,878
歳 出 合 計		895,212,903	1,169,262	896,382,165

熊本県告示第 899 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成 29 年 10 月 20 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

松生宇戸地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 27 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱 27 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市町村	大字・字	番 地
1	芦北町	松生字宇戸	4 9 0
2	〃	〃	4 8 8 - 1
3	〃	〃	4 4 0 - 1
4	〃	〃	4 4 0 - 1
5	〃	〃	4 4 0 - 1
6	〃	〃	4 4 0 - 1
7	〃	〃	4 4 0 - 1
8	〃	〃	4 4 0 - 1
9	〃	〃	4 4 0 - 1
1 0	〃	〃	4 4 0 - 1
1 1	〃	〃	4 4 0 - 1
1 2	〃	〃	4 4 0 - 1
1 3	〃	〃	4 4 0 - 1
1 4	〃	〃	4 4 0 - 1
1 5	〃	〃	4 6 5 - 1
1 6	〃	〃	4 6 7 - 1
1 7	〃	〃	4 7 5 - 1
1 8	〃	〃	4 7 5 - 1
1 9	〃	〃	4 7 3
2 0	〃	〃	4 7 9
2 1	〃	〃	4 7 8
2 2	〃	〃	4 8 6
2 3	〃	〃	4 8 6
2 4	〃	〃	4 8 7 - 1
2 5	〃	〃	4 8 9
2 6	〃	〃	4 8 9
2 7	〃	〃	4 8 9

熊本県告示第 9 0 0 号

熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成 2 9 年 1 0 月 2 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項の一部を改正する要項

熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項（平成 2 4 年熊本県告示 6 9 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「熊本県地域改善対策対象地域自作農資金事務取扱要領第 2 条に規定する地域改善対策対象地域自作農資金」及び「熊本県家畜疾病緊急対策資金金融通措置要項第 2 条に規定する熊本県家畜疾病緊急対策資金、熊本県施設園芸緊急支援資金金融通措置要項第 2 条に規定する熊本県施設園芸緊急支援資金」を削り、「及び熊本県畜産経営体質強化支援資金事務取扱要領第 2 条に規定する畜産経営体質強化支援資金」を「熊本県畜産経営体質強化支援資金事務取扱要領第 2 条に規定する畜産経営体質強化支援資金及び平成 2 9 年台風被害対策農業資金金融通措置要項第 2 に規定する平成 2 9 年台風被害対策資金」に改める。

第 2 条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号及び第 6 号を削り、第 7 号を第 4 号とし、第 8 号を第 5 号とし、第 9 号を削り、第 1 0 号を第 6 号とし、第 1 1 号を第 7 号とし、第 1 2 号を第 8 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(9) 平成 2 7 年台風被害等対策資金

第 9 条第 2 項中「熊本県地域改善対策対象地域自作農資金事務取扱要領、」及び「熊本県家畜疾病緊急対策資金金融通措置要項、熊本県施設園芸緊急支援資金金融通措置要項」を削り、「及び熊本県畜産経営体質強化支援資金事務取扱要領」を「熊本県畜産経営体質強化支援資金事務取扱要領及び平成 2 9 年台風被害対策農業資金金融通措置要項」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 （第 2 条、第 3 条関係）

資金の種類	利子補給率
1 大家畜・養豚特別支援資金	熊本県大家畜・養豚特別支援資金事務取扱要領第 5 条第 1 項の算式 A により算定された割合
2 平成 2 8 年熊本地震被害対策資金	平成 2 8 年熊本地震被害対策農業資金金融通措置要項別表 1 (1) 及び別表 1 (2) の市町村利子補給等率の欄に定める率

3 畜産経営体質強化支援資金	熊本県畜産経営体質強化支援資金事務取扱要領第 5 条第 1 項の算式 A により算定された割合
4 熊本県鳥インフルエンザ対策経営安定資金	熊本県鳥インフルエンザ対策経営安定資金融通措置要項別表 2 の A 欄に定める率
5 平成 29 年台風被害対策資金	平成 29 年台風被害対策農業資金融通措置要項別表 1 (1) 及び別表 1 (2) の市町村利子補給等率の欄に定める率

附 則

この要項は、平成 29 年 10 月 20 日から施行し、改正後の熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項の規定は、平成 29 年度分の熊本県農業制度資金利子補給費補助金から適用する。

熊本県告示第 901 号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 48 条の 3 第 1 項の規定により登録喀痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第 48 条の 8 の規定により次のとおり公示する。

平成 29 年 10 月 20 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
社会福祉法人権現福祉会 八代市場町 3 5 番地 2	介護老人保健施設 向春苑 八代市大福寺町 2 4 1 1 - 1	4 3 1 1 0 0 3 2 4	平成 29 年 10 月 1 1 日	介護老人保健施設

熊本県告示第 902 号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）附則第 20 条第 1 項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第 2 項において準用する同法第 48 条の 8 の規定により次のとおり公示する。

平成 29 年 10 月 20 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
社会福祉法人権現福祉会 八代市場町 3 5 番地 2	介護老人保健施設 向春苑 八代市大福寺町 2 4 1 1 - 1	4 3 1 1 0 0 3 2 4	平成 29 年 10 月 1 1 日	介護老人保健施設

熊本県告示第 903 号

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 4 条第 1 項第 2 号の種畜証明書を交付したので、同法第 8 条第 2 項の規定により公示する。

平成 29 年 10 月 20 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

検査日	種畜証明書番号	種畜の名号	品 種	検査成績	飼養者	検査場所
平成 29 年 9 月 19 日 (火)	11373956826	亜紀皇	褐毛和種	1 級	熊本県農業研究センター	合志市
	11351057484	春山重	褐毛和種	1 級		
	11389658103	幸光重	褐毛和種	1 級		
	11509062551	篤志	黒毛和種	1 級		
	11351059167	茂幸	黒毛和種	1 級		
	11351059303	幸勝平	黒毛和種	1 級		

熊本県告示第 904 号

宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 20 条第 1 項の規定により造成宅地防災区域を次のとおり指定するので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成 29 年 10 月 20 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

小森（星ヶ丘）地区造成宅地防災区域

阿蘇郡西原村大字小森字鼈形山 3 5 8 4 番 2 の一部（次の図に示す部分に限る。）、3 5 8 4 番 3、3 5 8 4 番 1 3、3 5 8 4 番 1 5、3 5 8 4 番 1 6、3 5 8 4 番 1 9、3 5 9 0 番 8、3 5 9 0 番 9、3 5 9 0 番 8 地先の村道の一部（次の図に示す部分に限る。）
 （「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び西原村役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

熊本県公告第 6 0 8 号

測量法（昭和 2 4 年法律第 1 8 8 号）第 3 9 条において準用する同法第 1 4 条第 1 項の規定により菊陽町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第 3 9 条において準用する同法第 1 4 条第 3 項の規定により公告する。

平成 2 9 年 1 0 月 2 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（空中写真撮影）	平成 2 9 年 9 月 1 1 日から 平成 3 0 年 3 月 2 0 日まで	菊池郡菊陽町

熊本県公告第 6 0 9 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 2 9 年 1 0 月 2 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字上仲間字居屋敷 2 9 番 4 及び同 3 0 番 1
3 9 3 . 9 0 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上益城郡嘉島町大字上仲間 3 9 番地
北澤 香代子

熊本県公告第 6 1 0 号

土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 8 9 条の 2 第 1 項の規定により、県営天草中央南地区（唐干田換地区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、当該換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

利害関係人で不服のある者は、縦覧期間満了日の日の翌日から起算して 1 5 日以内に審査請求をすることができる。

平成 2 9 年 1 0 月 2 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧の期間 平成 2 9 年 1 0 月 2 3 日から
平成 2 9 年 1 1 月 2 0 日まで
- 2 縦覧の場所 天草市役所
- 3 縦覧に供する書類の名称
 (1) 換地設計書
 (2) 各筆換地明細書
 (3) 清算金明細書
 (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第 6 1 1 号

八代市に事務所を置く八の字堰土地改良区連合の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 8 条第 1 7 項の規定により公告する。

平成 2 9 年 1 0 月 2 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	中村 博生	八代市北原町 2 2 3 番地
理事	坂本 公義	八代市南平和町 2 5 6 番地
理事	山本 幸廣	八代市葭牟田町 3 4 番地
理事	里見 悟	八代市南平和町 1 3 5 番地
理事	前田 隆行	八代市鼠蔵町 1 7 7 9 番地
理事	東 秋久	八代市北平和町 2 6 9 番地

理事	上田 隆行	八代市古城町 1 5 5 7 番地
監事	木村 誠也	八代市北原町 6 8 5 番地
監事	高木 淳	八代市北平和町 2 5 6 番地
監事	齋藤 爲男	八代市中北町 3 0 0 6 番地 4
就任		
理事	山本 澄博	八代市北平和町 1 4 5 番地
理事	坂口 雄二郎	八代市北平和町 1 4 8 番地
理事	松下 俊春	八代市鼠蔵町 1 4 8 番地 2
理事	深耕 憲一	八代市鼠蔵町 1 3 3 4 番地 1
理事	園川 豊	八代市三江湖町 1 5 6 9 番地
理事	中村 博生	八代市北原町 2 2 3 番地
理事	吉田 寛実	八代市中北町 2 9 9 4 番地 3
監事	本山 拓生	八代市南平和町 2 1 6 番地
監事	宮永 憲治	八代市三江湖町 1 5 8 5 番地
監事	堀本 一奉	八代市梅檀町 1 5 5 2 番地

熊本県公告第 6 1 2 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定により、法第 7 条各号に掲げる事業の実施に関する規程（以下「事業規程」という。）の変更を次のとおり承認したので、法第 9 条第 2 項の規定において準用する法第 8 条第 4 項の規定により公告する。

平成 2 9 年 1 0 月 2 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 事業規程の変更の承認を受けた農地中間管理機構の名称
公益財団法人熊本県農業公社
- 2 事業規程の変更を承認した日
平成 2 9 年 1 0 月 1 2 日
- 3 事業規程の変更の承認に係る事業の種類
 - (1) 農地売買等事業（法第 7 条第 1 号に掲げる事業をいう。）
 - (2) 農地売渡信託等事業（法第 7 条第 2 号に掲げる事業をいう。）
 - (3) 農地所有適格法人出資育成事業（法第 7 条第 3 号に掲げる事業をいう。）
 - (4) 研修等事業（法第 7 条第 4 号に掲げる事業をいう。）

熊本県公告第 6 1 3 号

阿蘇市に事務所を置く阿蘇土地改良区理事長本田二男から平成 2 9 年 9 月 1 日付けで申請のあった定款の変更については、平成 2 9 年 1 0 月 1 3 日付けで認可したので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 3 0 条第 3 項の規定により公告する。

平成 2 9 年 1 0 月 2 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登載依頼

熊本県公立大学法人評価委員会公告第 3 号

平成 2 9 年度第 3 回熊本県公立大学法人評価委員会を次のとおり開催する。

平成 2 9 年 1 0 月 2 0 日

熊本県公立大学法人評価委員会 委員長 小 野 友 道

- 1 開催日時
平成 2 9 年 1 0 月 3 0 日（月）
午後 1 時 3 0 分から（2 時間程度）
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
熊本県庁本館 1 3 階 展望会議室
- 3 議題
 - 【意見聴取】
 - ・公立大学法人熊本県立大学第 3 期中期目標（案）
 - 【審議】
 - ・公立大学法人熊本県立大学の評価実施要領改正案
 - 【その他】
 - ・改正地方独立行政法人法について（情報提供）
- 4 傍聴者の定員
1 0 人

- 5 傍聴手続
- (1) 傍聴希望者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 会議の傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の 30 分前から行い、傍聴者の定員を満たした時点又は会議開催予定時刻になった時点で終了する。
 - (3) 傍聴者の決定は、受付先着順とする。ただし、受付開始時点ですでに定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。
- 6 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
熊本県総務部総務私学局県政情報文書課（電話 0 9 6 - 3 3 3 - 2 0 6 1）

熊本県地方港湾審議会公告第 1 号

第 4 2 回熊本県地方港湾審議会の会議を、次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成 2 9 年 1 0 月 2 0 日

熊本県地方港湾審議会

- 1 開催日時
平成 2 9 年 1 0 月 2 7 日（金）午後 1 時 3 0 分～午後 3 時
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
熊本県庁行政棟本館 5 階 審議会室
- 3 議題
(1) 八代港港湾計画の変更（外港地区における臨港交通施設計画等）
(2) 八代港臨港地区内における分区の変更
(3) 本渡港港湾計画の変更（本渡地区における土地利用計画の変更等）
- 4 傍聴者の定員
1 0 人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付をした上で、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 お問い合わせ先
熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
熊本県地方港湾審議会事務局（熊本県土木部河川港湾局港湾課）
（電話 0 9 6 - 3 3 3 - 2 5 1 6）